

じゃがれたー

No.12

「じゃがれたー」は、日本成年後見法学会（Japan Adult Guardianship Law Association）
（略称 JAGA）が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成21年3月30日
発行 日本成年後見法学会
発行人 理事長 新井 誠
編集 広報委員会
〔委員長〕 長谷川秀夫
〔副委員長〕 高橋 弘
〔委員〕 大下 信
香川 美里
北村裕美子
澤口 秀則
高橋 圭司
平岡 祐二

巻頭言

千葉県における中核地域生活支援センターの 取り組みと成年後見制度

中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長・社会福祉士 朝比奈ミカ

千葉県は平成16年度より、子どもから高齢者まで、障害や疾病の有無を問わず、生活課題を抱えた方の相談を受け付けて総合的に対応する「中核地域生活支援センター」（以下、「センター」という）をスタートさせた。これは、立案の段階から当事者や民間関係者が議論に参加し、行政の縦割りを排して横断的な施策を進める「健康福祉千葉方式」により実現したもので、現在では県内13の保健所圏域に1カ所ずつ、公募により選考された社会福祉法人やNPO法人等が事業を受託し、社会福祉士や精神保健福祉士等を配置してセンターの運営にあたっている。

「がじゅまる」は、東京に隣接した人口60万人余の圏域を担当するセンターである。1カ月に約100人の方から相談を受け、延べ500～600件の面接、自宅訪問、関係機関への同行支援、電話や会議による連絡調整を行っている。相談者の7割がご本人やご家族に何らかの障害や疾病があり、引きこもり、生活困窮、健康不安、家族不和、暴力など、多くの場合で複合した困難を抱えていて、中には生活能力や判断能力の低さから深刻な権利侵害を受けている例もある。

相談を受けたセンターの対応としては、おおむね次のような段階を踏んでいく。

〔第1段階〕 本人、家族の理解と問題の明確化

〔第2段階〕 問題解決を図るための手段の洗い

出しとネットワークづくり、代弁的な活動

〔第3段階〕 日常生活支援体制の構築

この中でも第1段階に要する時間が多く、共感的な姿勢での面接や訪問だけでなく、買い物、掃除などの直接的な支援を並行して行うことで生活能力を見極めたり、必要があれば学校時代の担任教諭に会うなど過去にさかのぼって情報収集をすることで、第2、第3の段階に向けた、いわば基盤づくりを行っていく。成年後見制度の活用は重要な問題解決の手段であるが、費用負担の問題や手続に一定の時間がかかることから、現に起きている権利侵害の解決はセンターのような相談支援機関が担い、ネットワークの一員として成年後見人等の活動を位置づけながら第3段階に移っていくのが現実的であると考えており、現にそのような対応をとってきている。

判断能力が不十分で成年後見を必要とする人たちの生活問題は、ライフステージのそれぞれの場面でさまざまな形をとって現れてくる。病気であれば医療を受診するように、法律のトラブルは弁護士と契約するように、必要な場面で適切な相談支援機関に相談を持ち込むことで問題解決が図られていくことが重要である。成年後見人等の方々には、本人にとってのキーパーソンとして、生活問題をできるだけ早期に発見して周囲に発信していく役割を期待している。

国際シンポジウム

EU の成年後見制度の統一に向けて

2008年10月24日、ハピネス・ケア四谷において、シンポジウム「EUの成年後見制度の統一に向けて——実務上の現状と課題を交えて——」が、オランダのケース・ブランクマン氏を迎えて開催された。ブランクマン氏は、アムステル自由大学法学部准教授（法学博士）であり、また判事としても活躍されている。私は2007年9月、オランダで開催された国際会議に参加した折、ブランクマン氏からオランダの現状等の講演を拝聴し、感銘を受けた。以下では、シンポジウムの概要を紹介する。

◇EUの現状

欧州48カ国、人口は約8億、このうち何らかの障害を持っている人は8000万人ということである。EU各国の国内法を見てみると、2000年近くの間、古代ローマ法が大きく影響を及ぼしており、したがって、家族の財産を維持していくことが何よりも大切であり、それを食いつぶす者や無能力者に制限を付すという視点からできたものが成年後見制度であったという。重視されるべきなのはまず経済的な問題であり、成年被後見人の権利や人間性に関して、ほとんど配慮されないものであった。

しかし、第二次世界大戦後は、障害者への権利擁護の配慮がなされるようになった。

現在、EU全体で共通の理念として成年後見制度の見直しの兆しが出てきているという。その理念は、自主性の尊重、能力に合わせた柔軟性のある対応、国連の障害者人権条約12条が示すようにサポートを受けて自分の意思を決定していくこと（すべてを代理でやってもらうことではない）、障害者の権利を尊重するという大原則をしっかりと踏まえていくこと等である。

◇任意後見制度

いくつかのEU諸国では、従来からの法に加えて、将来自分が困ったときのために、任意に代理権を与える「任意後見制度」の導入をしている。その考え方や対応もさまざまであり、すべての国が任意後見制度を認めているわけではないのが現状であるという。現在、EU諸国において、共通の信頼できるルールのもとで任意後見制度が促進されるために、勧告草案を作成していること、その作業部会にブランクマン氏が参加されていることが紹介された。

◇勧告草案の内容

草案では、任意後見制度について基本的な原則を規定しようとしているという。たとえば、信頼している人に契約で依頼すること、自分の権利を正しく行使してもらうこと、自分の意思を残すことができること（自己決定）、自立と保護のバランス、代理権の濫用の防止、書面による合意と解約の自由などがそれである。

また、利用者を守るために、効力の発生時期を決めるためのメディカル・アセスメントの必要性、裁判所の確認、契約違反の場合の国の介入等、基本的な理念から具体的な方法まで盛り込まれるとのことであった。

◇まとめ

EUでは、多くの人々が国境を越えて住み始めている現在、任意後見制度の統一が実現すれば、利便性とも相まって、より一層の活用がなされると思われる。日本においても、利用者を守るために、メディカル・アセスメント等の活用により、官民一体となって監督システムをつくる必要があるのではないだろうか。

（社会福祉士 大島 祐子）

シンポジウム「成年後見制度を どう生かす」傍聴記

平成20年12月9日、毎日新聞社「毎日ホール」において「成年後見制度をどう生かす～ドイツの実務動向から日本の将来を探る～」と題するシンポジウムが、本学会と毎日新聞社との共催で開催された。シンポジウムでは「成年後見人の役割と身上監護のあり方」(池田恵利子氏)、「高次脳機能障害のある人への支援」(大貫正男氏)、「制度の改善に向けて——より利用しやすい制度とするために」(赤沼康弘氏)という日本側の3氏の報告を受けた後、新井誠筑波大学教授の「ドイツ世話制度の概要」、ドイツ・チューリンゲン州司法省ミハエル・ハウスナー事務次官の「ドイツ世話法の現状と実務上の課題」と題する講演が行われ、その後ディスカッションが登壇者全員で行われた。

本稿では、ミハエル・ハウスナー事務次官の講演の中からいくつかのテーマを紹介する。

◇世話人の選任基準

ドイツでは、後見裁判所が職権あるいは申立てを受けて世話人を選任するが、選任するための基準は、次のとおりである。

- ① 精神・身体の障害により、本人が自分の案件を処理できない事実の存在
- ② 他の支援を利用しても世話人ほどうまく処理できないこと
- ③ 世話人の選任はそれが必要とされる場合に必要とされる範囲でのみなされる

◇本人への聴取

手続の中で、本人に対する聴取が一番重要であり、本人が反対しない限り、日常的な環境、つまり自宅での聴取が行われ、裁判官がこれを行っている。本人の聴取を行わない場合は厳密に規定されており、①本人に重大な影響がある場合で鑑定書が出ている場合、②本人が何も言えない場合、であるが、本人が何も言えない場合も、本人のもとを訪問し確認をすることは行っている。

◇本人意思の尊重と本人の行為能力

また、ドイツでは、世話人の選任を行うとすれば、その必要性およびどの分野につける必要があるかという判断をし、本人が世話人をつけることに納得していても、他に手段はないか調査を行う。本人の自由意思に反して世話人が選任されることはない。世話人は、指定された職務範囲において被世話人の法定代理人であるが、本人は、原則として行為能力を持ったままである。

◇世話人の行動規範

世話人の行動規範は本人の福祉であり、本人の意思に照らして、福祉を判断する。たとえば、住宅が荒れていても本人の意思に反してホームに入所させることはできない。本人の自然な意思が最優先される。世話人は在宅での支援をしなければならない。たとえ家主からの圧力があっても、後見裁判所の許可なしに、本人の住宅を処分することはできない。

◇世話人と報酬

世話人には、名誉職世話人と職業世話人がおり、名誉職世話人に依頼するが多い。名誉職世話人は、1年間320ユーロを必要経費として受け取るが、これは、交通費や通信費である。

職業世話人は、時間単位で報酬を受け取る。1時間27～44ユーロの幅があり、職業等によって違っている。報酬は被世話人の資産から支払われる。本人に資産がない場合、自宅等を売却しないと支払えない場合には費用は州が負担する。

司法予算の中で、この予算が劇的に増加している。チューリンゲン州で、1992年の司法予算は劇的に増加し、このコスト増に対処するため職業世話人に対する報酬を抑える工夫がされている。

◇おわりに

ディスカッションにおいて、面接を行っていない例外は2%程度で非常に少ないという説明があり、さらに驚きであった。

(司法書士 井藤 智子)

■親族による保佐開始申立権の濫用と保佐開始の必要性に関する評価

(大阪高裁平成18年7月28日決定・家庭裁判月報59巻4号111頁)

【事案の概要】

本人は16歳時の精神症状発症以来、精神科病院の入退院を繰り返しており、本件における鑑定では統合失調症の慢性期と診断されている。また、中学時代からシンナー吸引等の問題行動を繰り返し、少年院への送致経験等があるほか、二度の逮捕歴もあり、申立人である母をはじめ、兄弟等の近親者はみな本人を敬遠し、保佐人就任も拒否していた（特に母は本人名義の預金の帰属をめぐり、本人と争っていた）。原審が、母による申立ての真意は本人への社会的・心理的制裁にあるとして、申立権の濫用等を理由にこれを却下したのに対し、本件抗告審は、原審と同一の鑑定によりつつも、本人には財産の管理処分に常に援助が必要であり、保佐開始の必要性が認められる以上、申立権の濫用と判断すべきではないとして、原審判を取り消し、第三者である弁護士を保佐人に選任した。

【解説】

本審判は原審と同一の鑑定によりつつ、保佐開始の必要性と申立ての濫用性について対照的な評価を下し、保佐開始を決定した。ここには、保佐開始にあたって、本人の判断能力に関する評価をどこまで重視すべきか（裏を返せば、保佐開始の必要性に対する裁判所の裁量をどこまで許容すべきか）という理論的課題が潜んでいる。現行法の立法担当官は、民法11条の事理弁識能力要件の充足と13条による保護の必要性の存在を同一視し、保佐開始の義務性を明言する。他方、親族等による保佐の濫用リスクや、必要性原則（成年後見は本人保護のために必要最小限の範囲でのみ発動すべき）の観点から、保佐開始に対する裁判所の裁量性を認める学説も有力である。本審判と原審がいずれの立場によったかをにわかに断定するのは難しいが、保佐開始への本人の拒絶に触れるなど、必要性の考慮事情を本人の判断能力以外に拡張する姿勢を示す原審は裁量説に、11条の能力要件の該当性を中核に置き、13条が規定する元本の領収に対する同意権の実効性を付加的に指摘する本審判は義務説に、それぞれ親和性が高いとはいえるかもしれない。

もっとも、原審が保佐を不開始とした直接の理由は、必要性の原則に基づく裁判所の裁量権にではなく、申立権の濫用に求められていた。たしかに、旧法時代から指摘されてきたように、親族が本人の財産を不当に搾取するために保佐を濫用的に申し立てるリスク（親族等による制度濫用リスク）はある。しかし、これについては、信頼できる第三者後見人の選任や、現行法で新たに導入された保佐監督人制度（民法867条の3）や保佐人の同意に代わる裁判所の許可制度（民法13条3項）等の活用で対処するのが本筋であろう。判断能力低下に伴う保佐開始の客観的必要性が認められる限り、申立人の真意にかかわらず、やはり保佐は開始されるべきである。問題は適任の第三者後見人候補者の確保にある。実は、本審判での裁判理由等からは原審決定時点で適任の第三者後見人候補者がいなかったという事情がうかがわれ、原審が申立権の濫用というやや無理のあるロジックを用いてまで申立てを却下した真意もそこにあつたかに思われる。とすれば、本審判は専門職後見人のマンパワー枯渇の危険性について警鐘を鳴らすものともいえるだろう。

(筑波大学准教授 上山 泰)

診察室 から見た 成年後見

家庭裁判所は、誰を向いているか

◇最近の事例

2～3カ月前に、単身生活の老女が、食うや食わずの生活をしていることが地域の人の連絡によりわかり、地域包括支援センターが介入した事例があった。遠縁の女性が唯一の身寄りであり、当院のもの忘れ外来を受診したところ、案の定、認知症のために、ゴミ出し、食事の用意などができなかったことが判明した。金銭管理などの必要があるため、成年後見の申立てに行ったところ、家庭裁判所から、説明会まで待つように言われた。当日の相談を受け付けていないことは知っていたが、個別の相談まで受け付けず、一定人数を集めた説明会で一斉に説明をするとは驚きであった。まず、数週間先の一斉説明会を待ち、その後予約をして相談に乗ってもらい、書類を集めなければならぬ。それから、すべてその遠縁の女性がしなければ多いことが多く、緊急の対処が必要だと判断してから、2～3カ月が経過しているが、いまだ申立てすらできていない。

◇「鑑定連絡票」の悪

鑑定連絡票については、名古屋地区の家庭裁判所では、積極的に「活用」されている。報告によれば（名古屋家庭裁判所家事部後見センター「後見等開始事件の効率的処理態勢について」家庭裁判月報59巻7号155頁～206頁）、「申立人に、主治医に対して鑑定引受けの内諾を得てきてもらうように依頼する。主治医が鑑定を引き受けてくれない場合は、他に鑑定を引受けしてくれる医者を探すように依頼する」（167頁）とある。

いつも思うことだが、申立てを行おうという人たちに「鑑定を引き受けてくれる医師を探せ」とはどのような考えなのか。主治医に鑑定の打診をしてもらうことは、100歩譲ってよしとしても、主治医に断られたら、他の鑑定人を自ら探さないと申立てすらできないというのは、全く理解できない。

さらに、「当事者の努力でも鑑定人を見つけることが困難な場合は、裁判所側で鑑定人名簿や医務室技官に相談する等して調整することになるが、鑑定期間及び鑑定費用が通常よりもかかる可能性があることから、可能な限り申立人において、鑑定を引き受けてもらえる医者を探すように説明する」（前掲・175頁）とある。

ますますわからない。なぜ、鑑定というものを十分にわからない一般の人が探すほうが、専門家が探すより、鑑定期間が短くて済み、なおかつ、その費用も安く抑えられるのか。そもそも、一般人が、全く飛び込みで会う医師に、成年後見とは何か、鑑定の意味、診断書と鑑定書との関係、家庭裁判所との関係などを説明できるのか。

実際、私が経験した例では、主治医が鑑定を断ったために、弁護士に依頼し、1カ月もいろいろな手を尽くしても見つからず、最後に私のところに鑑定の依頼を持ち込んだというケースがあった。このような財力・人脈を持つ人は稀であろうから、主治医に断られたら、あきらめてしまう例も多いだろう。ぜひ、家庭裁判所には、成年後見をなぜ必要としているのかという当事者の気持ちに目を向けていただきたいと思う。これでは、ただ自分たちの業務量を減らすために、それらを利用者に押し付けた冷淡な態度といわざるを得ない。

もし、鑑定人名簿の人数が少ないとか、協力が得られないとかの実情が、家庭裁判所側にあるのなら、医師向けの説明会など、成年後見に関する情報提供等を、常日頃から積極的に行うべきではないか。少なくとも、成年後見に関心を持って生きてきた過去8年ほどの間、このような会を聞いたことがないし、医師会の研修会でもこのような会は見ることがない。

（特定医療法人杏嶺会いまいせ心療センター・
認知症センター 水野 裕）

●私と成年後見●

その人らしい生活を送るために

☆意識の芽生え

私は学生時代に社会福祉を専攻していた。入学した大学が福祉系大学だったということ、当時多少ではあるが社会福祉に興味があったこともあり専攻したと記憶している。私は特に知的障がい者の分野に関心をもったことから、知的障がい者施設などにおけるガイドヘルパーやグループホームの世話人などのボランティアやアルバイトをするようになった。障がいをもった方々の日常生活の支援に携わり、彼らと時間を過ごすことで、障がいの有無にかかわらず「個人がその人らしい生活を送る」ということこそが、日本国憲法13条に定められた個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重そのものであり、人間として至極当然の権利であるということを強く認識させられたことを今でもよく覚えている。そんな「個人がその人らしい生活を送る」という権利の実現に少しでも役立つ活動ができたことは、私にとって、とてもやりがいと満足感を感じることができた活動であった。

☆資格取得、そして開業

大学卒業後は福祉の道を歩むことはなく、一般企業に就職し、その後紆余曲折して司法書士資格を取得した。恥ずかしながらその当時、成年後見制度についての理解はほとんどなかった。資格取得を機に、成年後見制度についての勉強をするようになり、その理念に魅かれた私は、開業して成年後見を中心に業務を行っていきたいと考えようになった。成年後見制度はまさしく権利擁護のための制度であり、成年後見業務をとおして、「個人がその人らしい生活を送る」という権利の実現に寄与できると思ったからである。現在では14人の方の成年後見人・保佐人に選任され、その業務

を行っているが、当然のことながら皆それぞれの環境において、個々の人生を歩んでいる。成年後見をとおして、この方々が本人らしい生活を送れることを支援できるよう、日々業務に邁進し、研鑽し続けていきたいと思う。

☆成年被後見人と選挙権

現行の成年後見制度において私が今、最も強くその改正を願う点は、成年被後見人の選挙権の問題である。統合失調症を患っている成年被後見人のAさんは、入院していたことがあったものの現在は自宅で妻と子どもと一緒に生活をしている。服薬がきちんとできていれば、自宅での日常生活にも問題はない。もちろん会話もできるし、意思疎通も十分に可能である。そんなAさんの成年後見人に私が選任されたのだが、後見開始の手段の途中で、Aさんは誰からも成年被後見人の選挙権喪失についての説明を受けていなかったようである。選挙のときは一家揃って投票に行っていたというAさんに、成年後見制度利用に伴って選挙権を失ってしまったということを私が告げたとき、Aさんは「そうなんですか……。がっかりです」とだけ口にした。それ以上言葉を発しなかったものの、そのときの困惑と驚き、そして寂しさの入り混じった複雑な表情がAさんの無念さを物語っていた。Aさんにとって、選挙権はかけがえない基本的人権の1つなのだ痛感した。これを喪失したままでは、Aさんが個人として尊重され、Aさんらしい生活を送るという権利が実現されることはないであろう。Aさんにとって成年後見制度が真の権利擁護制度となるよう、再び一家揃って投票に行ける日がくることを強く願う。

(司法書士・社会福祉士 田代 政和)

■委員会報告■——制度改正研究委員会

「制度改正研究委員会」では、2008年7月、「法定後見実務改善と制度改正のための提言」を発表した。

2000年4月に新しい成年後見制度が施行されて以来、成年後見制度の利用件数は年々飛躍的に増大しているが、他方で、制度自体の不備や問題点も明らかになっている。

そこで、成年後見制度をより機能的で利用しやすいものとし、また判断能力が不十分な者の権利擁護の制度として、より実効性のあるものとするなどを検討・研究するため、2004年7月から当委員会で議論を重ねてきた。そのまとめとして発表したものがこの提言である。

もっとも、この関係では、すでに日本弁護士連合会が2005年5月、「成年後見制度に関する改善提言」を、また社団法人成年後見センター・リーガルサポートが同じ年の10月、「成年後見制度改善に向けての提言」を発表している。当委員会が検討した課題も、これらの提言に示されたものと基本的な点に相違はないが、申立ての任意的取下げの制限、家庭裁判所の許可による信書の送達・開封の権限、後見人の職務の明確化、成年被後見人等の資格制限の削減として公務員の欠格事由の削除などは、新しい項目となっている。

報告書全文は、学会のホームページでダウンロードできるので、ぜひ一読していただきたい。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

■委員会報告■——判例研究委員会

現在、判例研究委員会のメンバーは16名である。昨年度に引き続いて、今年度も、成年後見に関する裁判例の収集、裁判例の分析・検討を中心に活動を行うとともに、研究報告をじゃがれたー・学会誌「成年後見法研究」に掲載した。今年度の活動内容は次のとおりである。

委員会は3回開催された。

- ① 第12回(平成20年4月19日)〔報告者〕菅富美枝委員〔報告内容〕東京地判平成18年7月6日(任意後見受任者地位確認等請求事件、判例時報1965号75頁)
- ② 第13回(平成20年7月19日)〔報告者〕村田彰委員〔報告内容〕東京高決平成18年7月11日(後見開始申立却下審判に対する抗告事件、判例時報1958号73頁)
- ③ 第14回(平成20年11月22日)〔報告者〕清水恵介委員〔報告内容〕東京地判平成19年4月27日(裁決取消等請求事件、Westlaw 所収)

今年度、本委員による「判例評釈」は次のとおりである。

中山泰道委員・大阪地判平成15年3月19日(じゃがれたー11号、成年後見法研究6号)

上山泰委員・大阪高決平成18年7月28日(本号、成年後見法研究6号)

最後に、本委員会の活動の1つとして裁判例の収集がある。本会報読者の方には、今後とも、成年後見法分野に関係する裁判例の収集についてご協力を心からお願いする。

(判例研究委員会委員長 村田 彰)

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

当委員会では、社団法人日本損害保険協会からの委託を受け、交通事故などによる脳損傷が原因で、記憶障害や注意障害などの高次脳機能障害を有する人々に対し、成年後見制度を活用してどのような支援ができるかについて、2004年度より3年間にわたる調査研究を続けてきた。

家族会へのヒアリングやアンケート調査を実施し、高次脳機能障害を有する人が成年後見制度を活用するにあたっては、以下のような課題があることを明らかにした。すなわち、①高次脳機能障害の認定、②本人とともに家族支援のあり方、③「親亡き後」の地域の支援システム、④補助類型の活用、⑤保険金受領の適正化、などである。調査の結果を2006年1月、2007年3月に、2冊の報告書として刊行した。また、2007年2月には、高次脳機能障害に関わる実践者や家族会の代表も招いてシンポジウムを開催し、これからの支援の方向性について検討した。

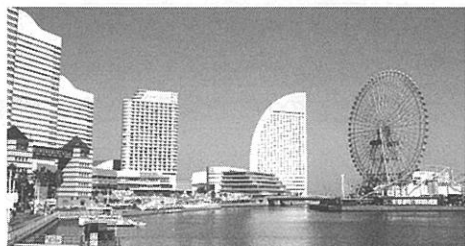
この間、国レベルの検討や事業も広がり、障害者自立支援法の「3年目の見直し」では、「狭間の障害」とされていた高次脳機能障害者も、「障害」の範疇に入るなどの方向性がより明確に打ち出されている。このような動向を踏まえて、委員会では2009年度から、日本損害保険協会より、さらに2年間の研究助成を受ける予定である。ここで、①高次脳機能障害の認定と成年後見の類型との関係、②財産管理と身上監護を一体化した制度を活用しての支援、などについて検討を深めたいと考えている。そして、その成果を、2010年に横浜で開かれる成年後見法世界会議で、分科会を設けて発表することも予定されている。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 石渡 和実)

■委員会報告■——国際会議実行委員会

「2010年成年後見法世界会議」(The World Congress on Adult Guardianship Law 2010)の準備が着々と進んでいる。会議は、来る2010年10月3日(土)～5日(月)の3日間、パシフィコ横浜(神奈川県横浜市)において開催される。わが国初の後見分野における国際会議であると同時に、アジア諸国も参加するWorld Congress となることから、あえて「世界会議」と名付けられたものである。国内300名、海外100名の規模となる予定である。2009年4月には、ソウルにおいて韓国の関係者との間で事前の打合せ会が行われるほか、近いうちに専用のウェブサイトがオープンし、参加の申込みもできるようになる。

世界会議では、各国の参加者が8つの分科会(医療行為の同意、市民後見人、任意後見、虐待と成年後見、能力、後見人支援組織、信託と成年後見、高次脳機能障害への支援(いずれも仮))に分かれて、わが国および諸外国において成年後見制度が抱える課題についての議論を行う。



すでに海外も含め相当数の参加希望が寄せられているが、会議への参加には、あらかじめの登録が必要となる。会員割引や早期申込割引が設定される予定であり、ウェブサイトおよび本誌次号以降において詳細をご案内するので、早めのお申込みをお待ちしている。

(国際会議実行委員会委員・2010年成年後見法世界会議
事務局長 高橋 弘)

◆2010年成年後見法世界会議 会員・会友寄付者一覧（五十音順、敬称略）

2010年成年後見法世界会議の開催に向け、会員・会友の皆様にご寄付をお願いしましたところ、2009年2月28日現在、106名の方から、合計271万円のご寄付をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

なお、ご寄付については引き続き受け付けておりますので、資料が必要な方は事務局までご連絡ください。
（世界会議実行委員長 大貫 正男）

青木 和子	後藤 安子	福田 佐知子
我妻 潔	五味 郁子	藤江 美保
赤沼 康弘	近藤 信隆	古川 元晴
浅井 昭人	斎藤 正彦	堀川 幸夫
新井 誠	坂井 靖	本田 正宏
新田 直樹	酒井 陽子	町谷 雄次
有川 絹子	佐藤 勝	松浦 光明
生田 治郎	柴 由之	松本 タミ
池田 眞一	島津 直枝	満井 紀勝
石渡 和実	周藤 重夫	八木 清美
岩井 英典	須永 醇（行為能力制度研究会 代表）	山内 鉄夫
上中 三二	高本 博雄	山崎 政俊
内園 博己	高橋 弘	山名 康子
遠藤 豊和	田口 乃子	山本 進
大久保 淳子	竹ヶ原 克哉	山本 宣子
大澤 誠	千嶋 達夫	山本 正士
大城 節子	津田 和紀	横原 温幸
大塚 昭男	出羽 文明	
大貫 正男	俊 武志	
小野 正江	永井 敬一	
笠原 美和子	中井 洋恵	
片野 無事生	永井 久美子	
川口 隆志	永田 充	
菅野 協子	長町 博	
岸上 茂	中山 二基子	
北野 俊光	中山 信作	
木村 仁	馬場 宏之	
木村 守男	濱井 豊	
栗城 和夫	濱田 利	
木暮 高久	平野 なおみ	
小瀬 幸雄		

※2009年2月28日現在。

※本誌等での氏名掲載について「可」とご連絡をいただいた方を掲載しています。



◆第6回学術大会へ向けて◆

大会・企画委員長 小賀野 晶一

本年の学術大会は明治学院大学において、次のとおりの要領で開催いたします。午前の分科会、午後の分科会報告およびパネルディスカッションにおいて、①制度改正、②身上監護、③高次脳機能障害、④市民後見人の養成の4つのテーマについて報告、討論を予定しています。

本年は成年後見法が実施されて9年目に当たります。この間、関係機関、関係各位のご尽力により、成年後見法は理論・実務の双方において大きな飛躍を遂げることができました。他方、成年後見制度の内容やその運用についてはいくつかの課題も指摘されています。学術大会では、成年後見制度および成年後見実務の意義や課題について、上記の4つのテーマに整理して考えてみたいと思います。



【日 程】 平成21年5月30日(土)
 【場 所】 明治学院大学白金キャンパス
 【聴 講 料】 正会員
 賛助会員(2名まで) } 無料
 会友
 一般 2000円
 【開 場】 午前9時30分
 【統一テーマ】 これからの成年後見
 【概 要】 [分科会] 成年後見制度の改正へ
 向けて/身上監護/高次脳機能障
 害への支援/市民後見人の養成
 [パネルディスカッション]
 【申 込 み】 事務局 FAX 03-5798-7278
 E-mail j_jaga@nifty.com
 ※懇親会参加の有無もご明記ください。

▶お知らせ

本紙編集委員会では、13号(平成21年9月発行予定)において、以下のとおり会員・会友の方からの寄稿を募集します。

《募集記事》

- ① 「私と成年後見」 成年後見に携わるようになったきっかけや、日々の業務を通じて感じたことなどを、エッセイ風に紹介していただく。
- ② 「診察室からみた成年後見」 医療機関において成年後見に携わる医師、看護師等の立場から、日々の実務において感じることなどを紹介していただく。

《手続》

平成21年6月末日までに、1500字程度にまとめたものを事務局までお送りください。編集委員会において審査を行った後、採否等につきご連絡をさせていただきます。執筆していただける会員・会友のご紹介もお待ちしています。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
 (株)民事法研究会内
 TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278
 E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 施設では安全と健康は確保されている。訪問のたびに思うこと。この人は豊かな日々を過ごせているのだろうか。身上配慮義務がどのように活かされているのか。にこやかに過ごすその人と面会するのはとても素敵な時間だ。(平岡祐二)